

第3回 村山の「あんばい・いい家」大賞 設計コンペ  
 質疑事項一覧

No.	質問事項
1	<p>車庫の床面積は延べ床面積に含まれますか。</p> <p>要綱中の「延べ床面積」が令第2条1項四号の延べ面積を指すのか、あるいは法52条1項のいわゆる容積対象床面積を指すのかによって判断が異なると思われます。どちらに該当し、その結果、屋内に設けた車庫及び駐輪場(全体の延べ面積の1/5以下の部分)は、要綱の「延べ床面積」に含まれるか否か。</p>
	<p>車庫は一体付帯にかかわらず、面積参入不参入は応募者の判断に委ねます。ただし、予算内で計画してください。</p> <p>また、予算に含まない車庫ガレージとは、いわゆる既製品部材構成で別棟建が明らかな場合に限りです。</p>
2	<p>法規制について</p> <p>市HPに掲載の用途地域図によると、敷地の用途地域は第一種中高層住居専用地域、壁面の後退距離の限度無しとなっており、募集要項（無指定地域、壁面後退1.5m）と異なります。壁面後退は都市計画上の規制ではなく、当コンペの付加条件という位置づけと考えてよろしいでしょうか。</p>
	<p>当コンペの設計条件を適用してください。</p> <p>なお、募集要項中、用途地域の指定に誤りがありました。</p> <p>無指定地域を「第一種中高層住居専用地域」に訂正させていただきます。</p>
3	<p>壁面後退について</p> <p>軒の出については後退線より外側（境界線側）に建築することが可能でしょうか。</p>
	<p>可能ですが、積雪処理など十分配慮願います。</p>
4	<p>壁面後退について</p> <p>別棟で車庫を設ける場合の柱及び屋根についても壁面後退の対象となるのでしょうか。</p>
	<p>対象にしてください。</p>
5	<p>壁面後退について</p> <p>隣地境界及び道路境界に沿って設ける塀及び門の高さや形状に規制はあるのでしょうか。</p>
	<p>ありませんが法制限内で設計してください。</p>